

## 農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について

「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで改正され、農業委員会は、毎年、「別段の面積」の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

今年度の「別段の面積」の設定について、令和3年4月1日の定例総会で審議した結果、以下のとおり決定しました。

### 1. 農地法施行規則第17条第1項第3号の適用について

(方針) 現行の「別段の面積」の変更は行わない。

(理由) 現行の「別段の面積」を設定している各地域内で、「別段の面積」未満の農地を耕作している農家が各地域内全農家のおおむね4割以上であるため。

### 2. 農地法施行規則第17条第2項第2号の適用について

(方針) 現行の「別段の面積」の変更は行わない。

(理由) 令和2年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は低い現状であるため。

(参考) 現行の「別段の面積」

地 域	別段の面積
旧戸島村	30a
旧日振島村	30a
旧蔭淵村	40a
津島町旧北灘村及び旧下灘村	40a